

綾瀬市行旅病人及び行旅死亡人取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号。以下「法」という。）その他別に定めがあるもののほか、行旅病人、行旅死亡人及び同伴者の救護並びに取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(台帳の作成)

第2条 市長は、行旅病人・行旅死亡人取扱台帳（第1号様式）を備え、行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者を救護し、又は取り扱った場合は、その都度所定の事項を記載しておくものとする。

(扶養義務者等への通知)

第3条 市長は、行旅病人若しくはその同伴者又は行旅死亡人の同伴者（以下「被救護者」という。）を救護したときは、遅滞なく、被救護者の扶養義務者又は同居の親族に対し、引取期間を指定し、かつ、被救護者の状況を付して通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により引取りを行うべき旨を通知した被救護者の扶養義務者又は同居の親族が被救護者を引き取る必要がなくなったときは、直ちにその旨を通知するものとする。

3 市長は、外国人である行旅病人、行旅死亡人又はそれらの同伴者に対し救護等を行った場合には、その所属国の領事に通知を行い、引取等についての協力を求めるものとする。

(救護の措置)

第4条 被救護者が重症であるなど特別の事情により、被救護者の扶養義務者又は同居の親族が前条第1項に規定する通知により指定した期間内に被救護者を引き取ることができない場合には、被救護者又はその引取りを行うべき者からの請求により、相当の期間を指定して被救護者の留置救護を行うものとする。ただし、被救護者又はその引取りを行うべき者の請求がない場合であっても、特に必要と認めるときは、同様の措置を行うものとする。

(送還)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、被救護者の引取りを行うべき旨を通知した扶養義務者又は同居の親族に被救護者を送還することができるものとする。

- (1) 被救護者の引取りを行うべき旨を通知した扶養義務者又は同居の親族が指定期間内に被救護者を引き取らないとき。
- (2) 被救護者又は引取りを行うべき者から留置救護の請求があった場合において、相当の事情があると認められないとき。
- (3) 留置救護を行う必要がないと認められるとき。

(県に対する通知)

第 6 条 市長は、被救護者について、扶養義務者又は同居の親族がいないとき、又は明らかでないとき、その他被救護者の引取り者がいないときは、被救護者の状況を付して、神奈川県知事に対し被救護者の引取りを行う旨を通知するものとする。

(施設等への委託)

第 7 条 被救護者の救護は、市長が必要と認めるときは、適当な施設又は私人に委託することができる。

(費用弁償請求手続)

第 8 条 救護に要した費用の弁償を被救護者若しくは扶養義務者に請求するとき又は行旅死亡人の取扱いに要した費用の弁償を相続人若しくは行旅死亡人の扶養義務者に請求するときは、費用弁償請求書（第 2 号様式）に市が支弁した費用の計算書を添付するものとする。

(県への請求)

第 9 条 被救護者から救護費用の弁償がされない場合であって、扶養義務者がいないとき、又は明らかでないとき、その他扶養義務者から救護費用の弁償を得ることができないときは、神奈川県知事に対して請求するものとする。

(告示等の期間)

第 10 条 法第 9 条の規定により市の掲示場に告示し、及び市のウェブサイトへの掲載をするときは、それぞれ 30 日以上掲示し、及び掲載するものとする。

(遺留物件の処分)

第 11 条 行旅死亡人の取扱いに要した費用は、まず、その遺留の金銭又は有価証券をもって充て、これをもってしても足りない場合であって、相続人及び扶養義務者がいないとき又は明らかでないときは、法第 9 条の規定により官報により公告した日から起算して 60 日以上経過した後、行旅死亡人の遺留物品を売却して費用に充てるものとする。

2 法第 9 条の規定による告示等を行わなかった者及び告示等を行った後に相続人又

は扶養義務者が明らかになった者で、その取扱いに要した費用の弁償を得ることができなかったものについては、直ちにその遺留物品を売却してその費用に充てるものとする。

3 行旅死亡人の遺留物品を売却することができる限度は、費用の弁償額に達するまでとする。

4 有価証券及び見積価格が1万円以下の物件については、競売に付する事なく処分できるものとする。

5 行旅死亡人の遺留物品を売却してもなお費用の弁償額に足りないときは、神奈川県知事に対して計算書を付してその不足額を請求するものとする。

(繰替支弁費用)

第12条 被救護者の救護又は行旅死亡人の取扱いを行った場合に、市費をもって一時繰替支弁を行う費用の範囲は、神奈川県知事が定めるところによるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

行旅病人・行旅死亡人取扱台帳

種別及び 番号	行旅病人・行旅死亡人 第 号	救護・取扱 担当者職氏名	
氏名	(歳)男・女	発見者	
本籍(国籍)		発病・死亡 の年月日	年 月 日
現住所	(方)	発病・死亡 の原因	
発見日時	年 月 日 時	救護・取扱 年月日	年 月 日
発見場所		県又は家族等 への通知年月日	年 月 日
病状又は死体の状況 (死体の場合は、顔つき、 身体の特徴、着衣の様 模様等を具体的に、 詳細に記入すること。)			
救護・取扱いの状況	病院へ収容	土葬	火葬 大学病院へ引渡し
救 護 ・ 取 扱 い の 費 用		売 却 物 件	
費用の種目	数量	金額	数量
			金額
			円
			(1)
			合 計
			(2)
			遺 留 金 (有 価 証 券) の 額
			円
			売 却 額 と 遺 留 金 (有 価 証 券) の 合 計
			((1) + (2))
			円
費用の弁償区分	県・扶養義務者(相続人)	限度外支弁の承認	年 月 日 第 号
費用請求の額	円	弁償を受けた額	円
請求年月日	(年 月 日)	その年月日	(年 月 日)
備考			

注 備考の欄には、特殊事情、売却物件の売却方法、売却先、保管物件、棄却物件等について記入すること。

第2号様式(第8条関係)

費用弁償請求書

年 月 日

殿

綾瀬市長

行旅病人及行旅死亡人取扱法第4条(第11条)の規定に基づき、救護費用(取扱費用)の弁償金として、次のとおり請求します。

- 1 請求金額 円
- 2 納入期限 年 月 日
- 3 請求対象者
 - (1) 住 所
 - (2) 氏 名
- 4 添付書類